

# 介護保険料納付推進月間

みなさん介護保険料の納め忘れはありませんか？納付書を紛失した方及び納期限をすぎた場合は金融機関等での支払いが出来ませんので、介護長寿課又は福祉専門窓口にお問い合わせください。保険料をいくら納めているのか、確認したい方もお気軽にご相談ください。



本 庁 介護長寿課…☎973-3208  
 石川庁舎 福祉専門窓口…☎965-5617  
 与那城庁舎 福祉専門窓口…☎978-4060  
 勝連庁舎 福祉専門窓口…☎978-7187

特別な理由もなく介護保険料を滞納すると、やむをえず次のような措置がとられることがあります。

**① 2年以上の滞納**

利用者の負担が1割から3割に引き上げられたり、利用者の負担が高額となったときに受けられる高額介護サービスの給付が受けられなくなる場合があります。

**② 1年6カ月以上の滞納**

サービスの一部または全部が一時的に差し止められる場合があります。

**③ 1年以上の滞納**

利用しているサービスの費用を、いったん全額支払うことになる場合があります。

以下のような方は、介護保険料の減免が受けられる場合があります。該当されると思われる方は、介護長寿課までご連絡ください。

**① 生活が困窮している状態にあると認められる者。**

**② 災害による農水産物の不作等により著しく収入が減少した者。**

**③ 住宅又は日常使用する家財が災害を受け、損害を受けた者。**

## 夫や恋人からの暴力に悩んでいませんか？

夫やパートナーからの暴力は犯罪です。

男女共同参画・交流課 ☎973-5069

夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対してふるわれる暴力のことを「DV(ドメスティック・バイオレンス)」といいます。

もし、他人があなたを殴ってけがを負わせた場合、殴った人は罪に問われます。パートナーがあなたに同じことをした場合も、同じように罪に問われるのは当然です。

暴力は、どんな場合でも、誰に対しても、決して許されるものではありません。

暴力を受けた時はひとりで悩まず、市役所女性相談窓口や最寄りの警察署、県の女性相談所などにご相談ください。

### DV(ドメスティック・バイオレンス)相談窓口(緊急時は110番へ)

市役所家庭児童相談室 女性相談(具志川庁舎 2階) 月・水・金 9:00～16:00	973-4111
沖縄県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター) 月～金曜日 8:30～17:00 土・日・祝 10:00～17:00 年末年始 休み *一時保護可能	854-1172
沖縄県男女共同参画センター ている相談室 火～土曜日 10:00～17:00 日・月・年末年始 休み	868-4010
沖縄県警察安全相談(24時間受付 年中無休) うるま署生活安全課 石川警察署生活安全課	863-9110 973-0110 964-4110
女性の人権ホットライン(那覇地方方法務局) 月～金 10:00～16:00	853-1102

### DVは身体的暴力 だけではありません

**身体的暴力**

殴る、打つ、かむ、蹴る、首を絞める、物を投げる等

**経済的暴力**

生活費を入れない、用途をチェックする、大きな買い物や決定権を渡さない等

**精神的暴力**

大声でどなる、無視をする、脅かす、見下す、実家や友人とのつきあいを制限する等

性的暴力や、子どもに暴力を見せる等、子どもを利用した暴力もDVです。

**11月12日～  
11月25日は  
「女性に対する暴力を  
なくす運動」実施期間です**